

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額の一部改正

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額の一部を次のように改正し、改正後の野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額は、平成27年4月1日から適用する。

表1中

「
849円
」を「
850円
」に改める。

野田市 総務部 管財課